主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中泰岩の上告趣意について。

食糧緊急措置令――条が憲法二一条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところである。(昭和二三年(れ)第一三〇八号、同二四年五月一八日大法廷判決)論旨は理由がない。

被告人の上告趣意について。

右は事実誤認の主張であつて、上告適法の理由とならない。

また、記録を精査しても、刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年六月一九日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 煎	唯	∤√ t	谷	裁判官